証券コード 1758 2025年4月8日 (電子提供措置の開始日 2025年4月1日)

株 主 各 位

名古屋市中川区柳森町107番地 太洋基礎工業株式会社 代表取締役社長 加 藤 行 正

# 第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあ げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記 ウェブサイトに「第58期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載し ております。

当社ウェブサイト

https://taiyoukiso.co.jp/ir/meeting/



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード「1758」を入力・ 検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合には、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記及び電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、「議決権行使方法についてのご案内」(3頁から4頁まで)に従って、2025年4月22日(火曜日)午後5時までに議決権を行使いただけますようお願い申しあげます。

敬具

1. 日 時 2025年4月23日(水曜日)午前10時

2. 場 所 名古屋市中川区柳森町107番地 当社3階会議室

3. 会議の目的事項

報告事項 第58期(2024年2月1日から2025年1月31日まで)

事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 8名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選仟の件

第4号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する

譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第6号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示を されたものとして取り扱わせていただきます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイト に修正内容を掲載させていただきます。

# 議決権行使方法についてのご案内

<議決権を行使くださいますようお願い申しあげます>

▶下記4つの方法がございます。

# ◇郵送によるご行使

行使期限

2025年4月22日(火曜日)午後5時

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに 到着するようご返送ください。



## ◇スマートフォンによるご行使

行使期限

2025年4月22日 (火曜日) 午後5時

同封の議決権行使書用紙の右下のQRコードをスマートフォンか タブレット端末で読み取りいただき、行使期限までに賛否をご入 力ください。



# ◇インターネット(パソコン)によるご行使

行使期限

2025年4月22日(火曜日)午後5時

当社の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイトURL】https://evote.tr.mufg.jp/



# ◇株主総会へのご出席

株主総会開催日時

2025年4月23日(水曜日)午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。



# インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

雷磁的方法(インターネット)により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認 のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。ご不明点等がございました ら下記ヘルプデスクヘお問い合わせください。

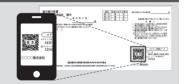
なお、当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書)またはインターネットによる議決 権行使のお手続きはいずれも不要です。



#### スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パス ワード」の入力が不要になりました。

同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用 QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけ ます。

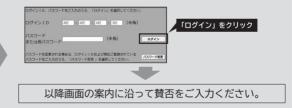


# ログインID・仮パスワードを入力する方法 議決権行使サイトのご利用方法

● 議決権行使サイトにアクセス する



❷ お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログイン IDI及び「仮パスワード」を入力



- ご注意事項 (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決 権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/) にアクセスしていただくことによってのみ実施 可能です。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)
  - (2) 議決権行使のお取り扱い
    - 1. 書面とインターネット等により二重に議決権をご行使された場合は、インターネット等に よるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
    - 2. インターネット等によって複数回議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有 効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
  - (3) システムに関する条件

議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金 等) は、株主様のご負担となります。

システム等に関する お問い合わせ (ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行㈱ 証券代行部

受付時間:

**○ 0 1 2 0 − 1 7 3 − 0 2 7** (通話料無料) 午前 9 時から午後 9 時まで

# 株主総会参考書類

#### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針の一つとして、安定的な配 当を維持してまいりたいと考えております。

当期の配当金につきましては、受注高が堅調に推移し、今後の売上につながる 見通しであることと、株主様に感謝の意を表するとともに安定した配当を鑑み、 1株につき50円といたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類及びその総額 配当財産の種類は金銭によるものとし、その総額は99,458,100円といたし ます。
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日 2025年4月24日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(8名)は、本定時株主総会終 結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除 く。)8名の選任をお願いするものであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、	地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
		1979年5月	当社入社	
		1994年11月	当社東京支店次長	
		1998年1月	当社東京支店副支店長兼埼玉出張所長	
	加藤行正	2001年4月	当社取締役名古屋支店副支店長	
	加 藤 行 正 (1960年11月18日生)	一 1 2003年10日 当社収締役名古屋立住長	10,300株	
,	(1000年11/)110日土/	2007年4月	当社専務取締役名古屋支店長	
1		2011年4月	当社専務取締役管理本部長	
		2017年4月	当社代表取締役社長	
			現在に至る	
	「記げまれ」			

#### [選任理由]

当社代表取締役として、財務・営業・工事部門に携わるなど豊富な経験と知識を有しており、当社の経営への貢献が期待されることから取締役候補者として引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	至	1984年3月 当社入社 2001年4月 当社機械事業本部長 2005年4月 当社取締役機械事業本部長 2013年2月 当社取締役権守研究開発センター長 2015年8月 当社取締役施工本部長兼神守研究開発 センター長 2021年4月 当社常務取締役施工本部長兼神守研究 開発センター長 2025年2月 当社専務取締役施工本部長兼神守研究 開発センター長 現在に至る	3,900株
	[選任理由] 当社取締役として、 続き当社経営への貢献 ものであります。		
3	六 麓 敏 也 (1965年2月20日生)	1987年3月     当社入社       2004年3月     当社名古屋支店営業部長       2006年2月     当社名古屋支店副支店長       2011年4月     当社取締役名古屋支店長       2015年8月     当社取締役営業本部長       2021年4月     当社常務取締役営業本部長兼東日本地区担当       2024年2月     当社常務取締役経営企画本部長       2025年2月     当社専務取締役経営企画本部長       現在に至る	8,700株
	しております。これら	入社以来、技術・営業・経営企画部門に携わり、専 の経験や実績は当社の経営に活かすことが出来ると* き続き選任をお願いするものであります。	

# **—** 6 **—**

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、	地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
4	加藤 敏 彦 (1956年11月6日生)	2002年4月2003年10月2004年4月2017年4月2019年4月2019年4月2021年4月	当社名古屋支店営業部副部長 当社名古屋支店営業部長 当社名古屋支店副支店長	8,000株
			究開発事業を中心とした経験実績に基っ 補者として引き続き選任をお願いするも	
5	製 世 喜 裕 (1957年9月3日生)	2011年4月 2013年4月 2017年4月 2021年4月	当社名古屋支店工事部長 当社名古屋支店副支店長 当社取締役東京支店長	4,400株
		の貢献が期待	保の向上に尽力しており、今後もその幅 されることから取締役候補者として引き	

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数							
6	市 岡 秀 夫 (1963年8月23日生)	1991年10月当社入社1998年4月当社長野支店工事部長2013年4月当社取締役長野支店長現在に至る	8,300株							
	[選任理由] 当社取締役として、公共工事事業を中心とした豊富な専門知識と経験を有しており、引き 続き当社の経営への貢献が期待されることから、取締役候補者として引き続き選任をお願い するものであります。									
7	雙 怪 清 (1975年10月24日生)	2005年3月当社入社2009年11月当社神守研究開発センター管理部課長2016年1月当社東京支店営業課長2017年2月当社名古屋支店建築部長2017年4月当社取締役名古屋支店建築部長2021年4月当社取締役建築事業部長2025年2月当社取締役建築本部長現在に至る	567, 540株							
		建築本部を統括してきた実績に基づき、当社の経営へ 補者として引き続き選任をお願いするものであります。								
8	简 笛 浩 (1963年4月26日生)	1982年3月 当社入社 1993年4月 当社名古屋支店工事部課長 2009年9月 当社機械事業本部工事課長 2013年4月 当社大阪支店副支店長兼工事部長 2018年4月 当社大阪支店副支店長 2019年4月 当社取締役大阪支店長 現在に至る	5,500株							
	[選任理由] 当社取締役として、交通インフラ・環境開発を中心とした豊富な経験に基づき、当社の経 営への貢献が期待されることから、取締役候補者として引き続き選任をお願いするものであ ります。									

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

#### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選仟の件

当社は、現在社外役員のみで構成されている監査等委員である取締役に対して、 常勤の取締役(監査等委員である取締役を除く。)との連携を強化する為、新たに 監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案 については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
簑 澤 뚶 志 (1957年6月22日生)	1980年4月 鹿島建設株式会社入社 1987年7月 同社本社人事部審査課 2000年11月 三菱商事株式会社出向 2009年10月 同社中部支店建築営業統括部長 2013年1月 同社中部支店管理部長 2024年7月 当社入社、経営企画本部部長 現在に至る	_

#### [選任理由]

ゼネコンにおける長年の経験と企業経営、営業、法務コンプライアンス及び財務等に関する豊富な知見を有しており、様々な助言や意見が期待されることから、監査等委員である取締役候補者として 選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で 締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保 険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められ ることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

# 第4号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2024年4月23日開催の第57期 定時株主総会において年額20百万円以内とご承認いただき今日に至っております が、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、会社法第361条第1項及び第2項の定 めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を「年額30百万円以内」と定め ることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責及び取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬等の枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

なお、第3号議案「監査等委員である取締役1名選任の件」が原案どおり承認 可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

# 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2024年4月23日開催の第57期定時株主総会において、年額150百万円以内(うち、社外取締役20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く。)とご承認いただいております。

今般、当社における役員報酬制度の全般的な見直しの一環として、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬額とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額40百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。)といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、前年度の業績における貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し、当社の取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は8名ですが、第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は8名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年30,000株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当社の取締役会にて決定されます。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとします。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式(以下「本割当株式」という。)について、本割当契約により割当てを受けた日から、当社の取締役の地位を退任する日までの間(以下「譲渡制限期間」という。)、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)。

#### (2) 退任又は退職時の取扱い

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社の取締役会が定める期間(以下「役務提供期間」という。)の満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

# (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

# (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

— 11 —

なお、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の割当ての条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、その他諸般の事情を考慮して決定されております。また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される普通株式の総数は年3万株を上限としており、発行済株式総数(2025年1月末時点)に対する希釈化率は1.2%程度と軽微であることから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

## 第6号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、2025年3月14日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、第5号議案「取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役に対する退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、在任中の取締役8名に対し、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で取締役に対する退職慰労金を打切り支給することといたしたいと存じます。

なお、支給の時期は各取締役の退任時とし、その具体的金額、方法等につきましては取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、本議案に基づく支給は、当社の役員退職慰労金規程に基づき算定し支給するものであるため、相当であると判断しております。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の対象となる取締役の略歴は、次の とおりであります。

	氏	名		略歷
加	談滕	行	*** Ľ	2001年4月 当社取締役名古屋支店副支店長 2003年10月 当社取締役名古屋支店長 2007年4月 当社専務取締役名古屋支店長 2011年4月 当社専務取締役管理本部長 2017年4月 当社代表取締役社長(現在に至る)
立ち 土	屋	*ション・教	雄	2005年4月 当社取締役機械事業本部長 2013年2月 当社取締役神守研究開発センター長 2015年8月 当社取締役施工本部長兼神守研究開発センター長 2021年4月 当社常務取締役施工本部長兼神守研究開発センター長 2025年2月 当社専務取締役施工本部長兼神守研究開発センター長(現在に至る)
六	が鹿	敏	也	2011年4月 当社取締役名古屋支店長 2015年8月 当社取締役営業本部長 2021年4月 当社常務取締役営業本部長兼東日本地区担当 2024年2月 当社常務取締役経営企画本部長 2025年2月 当社専務取締役経営企画本部長(現在に至る)
加	藤	敏	た彦	2004年4月 当社取締役大阪支店長 2017年4月 当社常務取締役西日本地区担当兼大阪支店長 2019年4月 当社常務取締役西日本地区担当兼九州支店長 2021年4月 当社常務取締役西日本地区担当 2024年2月 当社常務取締役技術本部長(現在に至る)
奥	<sup>%‡</sup>	喜	浴浴	2013年4月 当社取締役東京支店長 2017年4月 当社常務取締役中日本地区担当兼静岡支店長 2021年4月 当社常務取締役中日本地区担当 2024年2月 当社常務取締役営業本部長(現在に至る)
市	33h	が秀	夫	2013年4月 当社取締役長野支店長(現在に至る)
とは豊豆	栓		清	2017年4月 当社取締役名古屋支店建築部長 2021年4月 当社取締役建築事業部長 2025年2月 当社取締役建築本部長(現在に至る)
おか 聞	ř H		からし	2019年4月 当社取締役大阪支店長(現在に至る)

以 上

# 事業報告

(2024年2月1日から) 2025年1月31日まで)

#### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、景気は一部に足踏み感が残るものの、緩やかな回復傾向となっており、 先行きについても雇用・所得環境が改善するなか、各種政策の効果もあり緩やかな回復傾向が続くものと思われます。しかしながら、国内における物価上昇や不安定な国際情勢など経済動向の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

建設業界につきまして、設備投資、住宅建設、公共投資ともに底堅く推移することが予想され、受注環境は比較的堅調な状況が続くものと思われます。しかしながら建設資材価格や人件費の高騰、建設従事者の不足など、業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くものと思われます。

このような状況のもと、当社は経営理念として「働いて良かったといえる職場づくり」「社会に存在価値のある職場づくり」、経営スローガンとして「建設で拓く豊かな都市づくり」「職域で自己を磨く人こそ建設人」を掲げ、専門工事業者として安全・良質な工事施工を目指し、お客様に良質な成果物を責任持って提供することを重大な使命として進んでまいりました。

特殊土木工事等事業は、都市再開発事業での計画の見直しや着工の遅れから受注高、売上高に影響を受けました。また、硬質地盤による難解な施工条件から工期延長と機械の故障、人員増員等により、予算を大幅に超える不採算工事を計上いたしました。住宅関連工事事業では、地盤改良工事の大型案件と新規顧客からの受注に注力いたしました。環境関連工事事業につきましては太陽光発電設備構築と土壌浄化工事を順調に新規受注することができました。建築事業では、着実に受注を重ねることができましたが、下請施工会社の破産手続により工期延長と新たな下請け契約締結により、関連するマンション建築に係る支出が、予算を大幅に超過する結果となりました。

この結果、当事業年度の業績は次のとおりであります。

受注高につきましては、138億59百万円(前年同期比0.2%減)となりました。 売上高につきましては完成工事高は134億37百万円(前年同期比7.5%減)、兼業事業売上高は44百万円(前年同期比14.5%減)、売上高は134億82百万円(前年同期比7.5%減)となりました。利益につきましては営業利益は1億70百万円(前年同期比24.5%減)、経常利益は2億44百万円(前年同期比22.1%減)、当期純利益は2億29百万円(前年同期比8.3%増)となりました。

#### (2) 設備投資等の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は1億89百万円であり、このうち主な ものは、土地及び造成工事 70百万円、機械装置の杭打機 88百万円であります。

#### (3) 資金調達の状況

当事業年度の所要資金は、自己資金及び借入金によりまかない、増資等による資金調達はありません。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

N N	分	_	期	別	第 55 期 (2022年1月期)	第 56 期 (2023年1月期)	第 57 期 (2024年1月期)	第58期(当期) (2025年1月期)
売		上		高	12, 933, 901	14, 709, 755	14,571,648	13, 482, 097
経	常		利	益	655, 299	941,234	314, 108	244,689
当	期	純	利	益	474,025	613,516	212, 225	229,764
1 杉	集当た	り当	期純	利益	231円33銭	296円56銭	107円96銭	115円51銭
総		資		産	10,556,130	12, 171, 696	11,640,346	11,530,646
純		資		産	7, 868, 841	8,619,671	8, 715, 153	8, 842, 134

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
  - 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第56期の期首から適用しており、第56期以降に係る各数値は、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
  - 3. 2023年8月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第55期 の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

#### (5) 対処すべき課題

我が国経済の先行きは、雇用・所得環境が改善するなか、各種政策の効果もあり緩やかな回復傾向が続くものと思われます。

建設業界につきましては、設備投資、住宅建設、公共投資ともに底堅く推移することが予想され、受注環境は比較的堅調な状況が続くものと思われます。しかしながら建設資材価格や人件費の高騰、建設従事者の不足など、業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くものと思われます。

当社は、59期(2026年1月期)から61期(2028年1月期)を最終年度とする中期 経営計画を策定しました。環境サステナブル経営を長期ビジョンとする「安定成 長・100年企業」の礎を築く3年間と位置付け「たゆみない付加価値の提案・提 供」を計画の基本方針としました。

その基本方針の下に、「人財の確保・育成(技術の伝承)」と「更なるイノベーション」の基本戦略を実行することで、今後の成長に繋げてまいります。経営数値目標としては、計画の最終年度61期(2028年1月期)に売上高150億円、営業利益7.5億円、ROE6%、DOE1.5%を設定します。なお、当社の株主資本コストは4.5~5.9%(CAPM)と認識しております。

本中期経営計画の目標達成、当社の持続的成長と企業価値拡大に向け、鋭意取り組んでまいります。具体的には、安定成長・100年企業をめざして人財の確保・育成(技術の伝承)を強化推進致します。利益は、2期連続低調から、好調決算した2023年1月期並み水準への早期V字回復をめざしてまいります。

株主様への配当方針としては、減配なく長期安定配当を継続実施中ではありますが、今後は株主資本も加味した長期安定配当視点から、DOE目標1.5%達成を目指します。

# (6) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な親会社及び子会社はありません。

#### (7) 主要な事業内容

当社は、建設業法により特定建設業「(特一3)第5312号」として国土交通大臣の許可を受け、地盤改良工事、推進工事、地中連続壁工事、地中障害物撤去工事、液状化対策工事、法面補強工事、太陽光発電設備築造工事等の特殊土木工事等事業と、住宅基礎補強・構造物修復工事の住宅関連工事事業、土壌改良工事や太陽光などの自然エネルギーに関する工事の環境関連工事事業、建物建築からリフォームを含めた建築事業、建設機械の機械製造販売等事業及び再生可能エネルギー等事業を行っております。

#### (8) 従業員の状況

区	分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男	性	名 189	名 増 2	歳 45.8	年 14.5
女	性	31	増 2	44.3	8.1
合計又は平均		220	増 4	45.6	13.6

# (9) 主要な借入先

	借	入		先	i		借入金残高		
(株)	三 菱	U	F	J	銀	行		66,680	千円
(株)	あ	<i>۱</i> ۷	ち		銀	行		22, 244	
岐	阜	信	用		金	庫		11,108	
(株)	百	五		銀	Į	行		11,080	

# (10)主要な事務所及び工場

名	<u></u>		₹	沵	所 在 地
本				社	名古屋市中川区柳森町107番地
建	築	事	業	部	名古屋市中川区
名	古	屋	支	店	名古屋市中川区
東	京		支	店	東京都品川区
長	野		支	店	長野県長野市
静	畄		支	店	静岡県静岡市
大	阪		支	店	大阪府高槻市
九	州		支	店	福岡県福岡市
東	北	営	業	所	宮城県仙台市
新	潟	営	業	所	新潟県新潟市
埼	玉	営	業	所	埼玉県さいたま市
岐	阜	営	業	所	岐阜県岐阜市
津	島	営	業	所	愛知県津島市
三	重	営	業	所	三重県津市
金	沢	営	業	所	石川県金沢市
福	井	営	業	所	福井県福井市
山	陽	営	業	所	兵庫県神戸市
四	国	営	業	所	香川県高松市
広	島	営	業	所	広島県広島市
佐	賀	営	業	所	佐賀県佐賀市
熊	本	営	業	所	熊本県熊本市
神气	子研 究	開発	セン:	ター	愛知県津島市
関	東機	材セ	ンタ	7 —	千葉県山武郡

# 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

8,400,000株

(2) 発行済株式の総数

2,458,800株

(3) 株主数

694名

(4) 大株主(上位10名)

株主名	当社への出資状況
株 主 名	持 株 数 持 株 比 率
豊住清	株 567,540
太洋基礎工業取引先持株会	126,300 6.35
(株) あいち銀行	90,000 4.52
岐 阜 信 用 金 庫	65,400 3.29
日本エコシステム(株)	62,500 3.14
瀧上工業(株)	62,400 3.14
(株) 三 東 工 業 社	60,000 3.02
太洋基礎工業従業員持株会	59,600 3.00
徳 倉 建 設 ㈱	57,600 2.90
内 藤 征 吾	49,800 2.50

<sup>(</sup>注) 持株比率は、自己株式 (469,638株) を控除して計算しております。

#### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

	地		位			氏	2	各	担当及び重要な兼職の状況
※取	締	役	社	長	加	藤	行	正	
常	務	取	締	役	加	藤	敏	彦	技 術 本 部 長
常	務	取	締	役	土	屋	敦	雄	施工本部長兼神守研究開発センター長
常	務	取	締	役	六	鹿	敏	也	経営企画本部長
常	務	取	締	役	奥	山	喜	裕	営 業 本 部 長
取		締		役	市	岡	秀	夫	長 野 支 店 長
取		締		役	豊	住		清	建築事業部長
取		締		役	岡	田		浩	大 阪 支 店 長
取約	帝役	(監査	等委	員)	_	栁	守	央	公 認 会 計 士
取約	帝役	(監査	等委	員)	太	田	好	宣	
取糸	帝役	(監査	等委	員)	皆	見		幸	公 認 会 計 士 ㈱コメ兵ホールディングス 社外取締役監査等委員 愛知県公立大学法人監事 山八商事㈱社外監査役

#### (注) 1. ※は、代表取締役であります。

- 2. 取締役一柳守央氏、太田好宣氏、皆見幸氏は社外取締役であります。なお、各氏は東京証券取引所が確保を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 3. 監査等委員の全員が社外取締役であり、かつ、独立役員として届出し、社外取締役として 独立性を重視していること、取締役と活発な意見交換ができていることから、常勤の監査 等委員を選定しておりません。
- 4. 監査等委員一柳守央氏は公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有す るものであります。
- 5. 監査等委員太田好宣氏は長年建設業に従事してきたことにより培われた専門的な知識・経験等充分な知見を有するものであります。
- 6. 監査等委員皆見幸氏は公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する ものであります。

7. 当事業年度中に退任した監査役は次のとおりです。

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び 重要な兼職の状況
北川充彦	2024年4月23日	任期満了	監査役(常勤)

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、違法な利益、便宜供与を得た場合、故意の法令違反の場合、保険期間の開始以前に損害賠償請求がなされるおそれがある状況を認識していた場合等は補償の対象外としております。また、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

### (4) 取締役の報酬制度の概要

① 役員の報酬等の内容の決定に関する方針等

役員の基本報酬の決定方針につきまして、役員の基本報酬は当社の内規に従い代表取締役社長がその額を決定しております。なお、役員退職慰労金につきましては、定時株主総会の決議後、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は取締役会において、また監査等委員である取締役は監査等委員内の協議において当社の内規に従いその額を決定しております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会決議年月日は2024年3月24日であり、 決議の内容は取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数15名以内の報酬 限度額は年額150百万円以内(これには、使用人兼務役員の使用人分給与は含み ません。)であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。ま た、監査等委員である取締役の員数4名以内の報酬限度額は年額20百万円以内 であります。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名で す。

-21 -

#### ② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る方針に関する事項

当社の社外取締役を除く取締役の報酬は、役位に応じて決定される固定報酬 (年俸制)とし、報酬水準については、株主総会にて決定する報酬総額の限度内 で、経営内容、事業規模等の類似する会社の報酬水準と、従業員給与等とのバ ランスを考慮し、求められる役割及び責任を総合的に勘案した上で設定してお ります。個人別の報酬額については代表取締役社長が各要件を考慮し素案を作 成し、社外取締役の助言を受けた後に取締役会の決議を受けて決定しておりま す。

業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は、固定報酬のみとなっております。監査役の報酬はその役割から固定報酬のみとなっており、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

#### ③ 当事業年度における役員の報酬等

当事業年度における取締役の報酬については、株主総会決議により決定された限度額の範囲内で、代表取締役社長が各取締役の業務評価、会社の業績、従業員給与とのバランス、外部機関の役員報酬調査データを勘案しながら素案を作成し、社外取締役が中立的な立場で適切な関与、助言を行い、2024年4月23日開催の取締役会において決定いたしました。また、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会決議により決定された限度額の範囲内で、2024年4月23日において監査等委員である取締役の協議により決定いたしました。

④ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものである と取締役会が判断した理由

当事業年度においては、代表取締役社長が各取締役の業務評価、会社の業績、 従業員給与とのバランス、外部機関の役員報酬調査データを勘案しながら作成 した素案について、社外取締役の助言や同意を得ていることから、取締役会は 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しておりま す。

— 22 —

#### ⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	支 給 額
取締役(監査等委員を除く)	9名	88,550千円
(うち社外取締役)	(1名)	(450千円)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (3名)	5,400千円 (5,400千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	2,013千円 (600千円)
合 計	15名	95,963千円

- (注) 1. 当社は、2024年4月23日開催の第57期定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、上記の対象役員数および総額には、同株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名が含まれております。また、同株主総会の終結の時をもって取締役を退任した後、新たに監査等委員である社外取締役に就任した1名、および同株主総会の終結の時をもって監査役を退任した後、新たに監査等委員である取締役に就任した2名については、各役員区分の在任期間に応じ、それぞれ役員区分毎の員数および支給額の項目に含めており、合計欄は延べ人数を記載しております。なお、当事業年度末の対象役員数は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名、監査等委員である取締役3名(社外取締役3名)であります。
  - 2. 2024年4月23日開催の第57期定時株主総会で取締役(監査等委員である取締役を除く。)報 酬年額150百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員 である取締役を除く。)の員数は8名です。また、監査等委員である取締役報酬年額20百万 円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は 3名です。
  - 3. 取締役の報酬については、2024年4月23日開催の第57期定時株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し決定しております。取締役の報酬等の決定方針は、取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会で審議し、取締役会にて承認する方法を決定方針としております。また、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員である取締役の協議にて決めております。
  - 4. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  - 報酬等の額には、役員退職慰労引当金として費用処理した9,420千円を含んでおります。

#### (5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

社外取締役(監査等委員) 一 柳 守 央

当事業年度に開催された取締役会7回のうち全て出席し、また、監査等委員会5回のうち全てに出席しました。さらに、毎月開催されております支店長会議や他の会議にも出席しております。主に公認会計士として専門的見地からの発言(意見・質問)を行っております。

## 社外取締役(監査等委員) 太田好宣

監査等委員である取締役として、当事業年度に開催された取締役会5回のうち全て出席し、監査等委員会5回のうち全てに出席しました。また、監査役として取締役会2回のうち全てに出席し、監査役会1回のうち全てに出席しました。さらに、毎月開催されております支店長会議や他の会議にも出席しております。主に長年建設業に従事してきたことにより培われた専門的知識や経験に基づく専門的見地からの発言(意見・質問)を行っております。

# 社外取締役(監査等委員) 皆見 幸

監査等委員である取締役として、当事業年度に開催された取締役会5回のうち全て出席し、監査等委員会5回のうち全てに出席しました。また、監査役として取締役会2回のうち全てに出席し、監査役会1回のうち全てに出席しました。さらに、毎月開催されております支店長会議や他の会議にも出席しております。主に公認会計士として専門的見地からの発言(意見・質問)を行っております。

### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 監査法人アンビシャス

- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
  - ① 当社の会計監査人としての報酬等の額

13,500千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

13.500千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況を確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したためです。
  - 2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分していないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員である取締役の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

#### 5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令遵守の基礎精神に則り、「経営理念」及び「行動規範」を取締役及び使用人全員へ周知します。また、各部門が有する法令・企業倫理遵守責任を補完・強化するための機関として、代表取締役社長直轄の「コンプライアンス委員会」を設置し、法令遵守に関する施策の推進を行います。

周知に当っては「コンプライアンスマニュアル」等を活用し、事業活動に係る コンプライアンスに対する、取締役及び使用人の責任を明確化いたします。

一方、「コンプライアンス・ホットライン (公益通報窓口)」で法令・企業倫理 遵守に関する通報・相談の対応を行います。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令並びに情報の保存及び 管理に関する社内規程に従い適切にその保存と管理を行います。

### (3) 損失の危機管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理を経営の重要課題と位置づけ、各事業部門の担当業務におけるリスクは当該担当者が責任者となり、各部門に対しリスクヒヤリングを実施しリスクの見直し及びリスクの軽減化を図るとともに、リスク発生時に迅速に対応できるよう管理体制の整備に努めております。

損失の危険が発生した場合、危険の内容及び損失の程度等について、直ちに代表取締役社長、取締役会、監査等委員会に通報される体制をとっております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会及び常務会を定例的に開催しております。取締役会は経営方針及び重要な意思決定と、業務執行に関する監督等を行う機関として、会社の重要事項を決定します。なお、取締役の職務については取締役会規則並びに社内規程でその職務を定めております。

(5) 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社には監査等委員である取締役の職務を補助すべき専属の使用人はおりませんが、必要に応じて、監査等委員である取締役の補助使用人を置くこととし、その補助使用人に対する人事等については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員である取締役が事前協議の上決定するものとします。

(6) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制及びその他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は監査等委員である取締役に対して法定の事項に加え、常設委員会の活動内容、その他当社及び当社の関係会社に重大な影響を及ぼす事項について報告します。

また、当社は、監査等委員である取締役が取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、取締役会その他の重要な会議に出席し、業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く。)又は使用人にその説明を求めることができる体制を確保するとともに、監査等委員である取締役と代表取締役との定期的な意見交換会を開催しております。

一方、監査等委員である取締役に対して、必要に応じ外部の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を確保してまいります。

# 6. 内部統制システムの運用状況

当社は取締役会において内部統制システムに関する基本方針、すなわち取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について定めております。

内部統制の運用状況については、重要な不備がないかモニタリングを定期的に 行い取締役会にその内容を報告しております。また、コンプライアンスやリスク 管理体制を統括する内部統制推進室を設置し、内部統制推進室の指示に基づき、 社内規程の整備及び取締役・使用人への教育を実施させております。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

# 貸借対照表

(2025年1月31日現在)

資 産 の	部	負債・純資産	きの 部
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7, 604, 047	流動負債	2, 244, 380
現金及び預金	3, 272, 716	支 払 手 形	12,502
受 取 手 形	65, 893	電子記録債務	513, 909
電子記録債権	417, 199	設備関係電子記録債務	4, 121
完成工事未収入金	897, 224	工事未払金	1, 207, 212
契 約 資 産	2, 185, 837	一年内返済予定の長期借入金	111, 112
売 掛 金	4, 484	リース債務	15, 523
有 価 証 券	302, 205	未 払 金	32,733
未成工事支出金	50,613	,	90, 271
販 売 用 不 動 産	152, 583		45, 577
原材料及び貯蔵品	37,589	未払消費税等	51,440
前渡金	73, 378	不払用賃 恍 守     契 約 負 債	53, 537
前 払 費 用	26, 280	矢 杓 貝 傾   日	41,094
_ そ の 他	118,040	工事損失引当金	14, 892
固定資産	3, 926, 599		50, 452
有形固定資産	1, 972, 001		
建物	78, 464	<b>固定負債</b>   リース債務	444, 131
構築物	65, 176	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	12,604
機械及び装置	788, 941		302,056
車 両 運 搬 具 工具、器具及び備品	0 2,482	役員退職慰労引当金	125, 480
土具、希具及び補品	1,000,729	<u>資産除去債務</u> <b>負債 合</b> 計	3,990
リース資産	13,723	負債合計 (純資産の部)	2, 688, 511 8, 842, 134
建設仮勘定	22, 484		
無形固定資産	16, 828	—	8, 347, 554
	9,713		456, 300
特 許 権	2,508	資本剰余金	448, 890
その他	4,606	資本準備金	340,700
投資その他の資産	1, 937, 769	その他資本剰余金	108, 190
投資有価証券	1,566,492	利益剰余金	8, 180, 935
出資金	120	利益準備金	114,075
破産更生債権等	262, 913	その他利益剰余金	8,066,860
長期前払費用	8, 165	圧縮記帳積立金	11,304
投資不動産	164, 268	別途積立金	3, 230, 000
会 員 権	47,544	繰 越 利 益 剰 余 金	4,825,556
保険積立金	99, 251	自己株式	△738,572
繰 延 税 金 資 産	40, 140	評価•換算差額等	494, 580
そ の 他	45, 552	その他有価証券評価差額金	494,580
貸倒引当金	△296,678	純 資 産 合 計	8, 842, 134
資 産 合 計	11, 530, 646	負 債・純 資 産 合 計	11, 530, 646

<u>損 益 計 算 書</u> (2024年2月1日から 2025年1月31日まで)

<b>1</b> √1 →		Heat
科目	金	額
売 上 高		
完 成 工 事 高	13, 437, 899	
兼業事業売上高	44, 198	13, 482, 097
売 上 原 価		, ,
完成工事原価	12, 306, 141	
兼業事業売上原価	21, 238	12, 327, 379
一	21, 230	12, 321, 317
	1, 131, 758	
完成工事総利益		1 154 515
兼業事業総利益	22, 959	1, 154, 717
販売費及び一般管理費		984, 585
営業 利 益   営業 外 収 益		170, 132
受 取 利 息	3,449	
受 取 配 当 金	44, 422	
保 険 解 約 返 戻 金	12, 431	
受 取 賃 貸 料	15, 168	
受 取 配 当 会 金 金 金 金 金 金 金 金 金 章 取 賃 貸 取 賃 貸 取 金 章 取 会 要 要 弱 品 売 却	279	
物品売却益	6, 225	
和 元 知 益		05 042
	3, 984	85, 962
営業 外費 用	0.000	
支 払 利 息 賃 貸 費 用	2, 222	
賃 貸 費 用	8, 990	
雑 損 失	191	11, 405
経 常 利 益		244, 689
特別利益		
固定資産売却益	22, 399	
投資有価証券売却益	82, 579	104, 979
税引前当期純利益	32, 3.3	349,669
法人税、住民税及び事業税	126, 240	347,007
		110 005
	△6,334	119, 905
当期純利益		229, 764

# 株主資本等変動計算書

(2024年2月1日から) 2025年1月31日まで)

		株主資本							
		資本剰余金		利 益 剰 余 金					
	資本金	7/87 _L	その他	資本	T:1 24	7	の他利益剰の	余金	利益
	JA TALL	資本準備金	資本剰余金	剰余金 計	利 益準備金	圧 縮 記 帳 積立金	別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金	剰余金 計
当期首残高	456,300	340,700	108, 190	448,890	114,075	11,304	3,230,000	4,665,412	8,020,792
当期変動額									
剰余金の配当								△69,620	△69,620
当期純利益								229, 764	229,764
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	_	_			_			160, 143	160, 143
当期末残高	456,300	340,700	108, 190	448,890	114,075	11,304	3, 230, 000	4, 825, 556	8, 180, 935

	株 主	資 本	評価・換	算差額等	
	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	△738, 572	8, 187, 410	527,742	527,742	8, 715, 153
当期変動額					
剰余金の配当		△69,620			△69,620
当期純利益		229,764			229, 764
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△33,162	△33,162	△33,162
当期変動額合計	_	160, 143	△33, 162	△33,162	126, 981
当期末残高	△738, 572	8, 347, 554	494,580	494, 580	8, 842, 134

#### 個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 市場価格の

市場 価格の 決算日の市場価格等に基づく時価法

ない株式等 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移 以外のもの 動平均法により算定)

以外のもの

到十均伝により昇化

市場価格の 移動平均法による原価法 ない株式等

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金原材料及び貯蔵品

個別法による原価法

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下に基づく簿価 切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産 (リース資産を除く)

無形固定資産

リース資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)並びに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

主な耐用年数 建物31~50年、機械及び装置2~17年

定額法

ただし、自社利用のソフトウエアについては社内における

利用可能期間に基づいております。

所有権移転ファイナンス・リース取引にかかるリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

を採用しております。

長期前払費用 定額法

なお、償却年数につきましては、法人税法に規定する方法

と同一の基準によっております。

投 資 不 動 産 定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに、2016年4月1日以降に取得した建物附属

設備及び構築物は定額法 主な耐用年数 建物47~50年

#### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については 貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については 個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上して おります。

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支 絵見込額を計上しております。

工事損失引当金

当事業年度末手持工事のうち、損失の発生が見込まれるものについて将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務、独立行政法人勤労者退職金共済機構及び公益財団法人名古屋市中小企業共済会の各給付見込額に基づき、 当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

なお、当社は簡便法により退職給付引当金を設定しており ます。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事 業年度末要支給額を計上しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履 行義務を充足する通常の時点(収益を認識する時点)は、以下のとおりであります。

工 事 契約

主に土木工事・建築工事において締結する工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができず、発生した費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識し、また、履行義務を充足するまでの期間がごく短い場合は、履行義務を充足するまでの期間がごく短い場合は、履行義務を充足するまでの対します。

機械製造販売

機械製品の販売につきましては、引渡時点において顧客が 当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると 判断していることから、原則として製品の引渡時点で収益 を認識しております。

再生可能エネルギー

再生可能エネルギーの固定価格買取制度を利用した太陽光 発電事業を営んでおります。検針日から期末までの売電量 を見積もって計上することで、会計期間に対応した収益を 認識しております。 2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度 に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
  - 一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法による完成工事高 4.010.133千円 (完成工事高の29.8%)
- (2) 会計 Lの見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
- ①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当事業年度末までの履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間に わたり収益を認識する方法 (履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット 法) を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の工事原価総額の見積りに対する 事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法に用いた主要な仮定

工事収益総額の見積りは、当事者間で実質的に合意された対価の額として見積もることができる契約書など、工事原価総額の見積りは、仕様や作業内容などの入手可能な情報に基づいて策定した実行予算などを用いて見積金額を算定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

収益の認識に関して、工事収益総額、工事原価総額及び期末日における履行義務の充足に係る 進捗度を合理的に見積る必要がありますが、建設資材単価や労務単価等が、請負契約締結後に予 想を超えて大幅に変動する場合や、自然災害等による工事中断や工期遅れなど様々な要因により 見積りに不確実性を伴うため、翌事業年度の業績に影響を及ぼす可能性があります。

- 3. 貸借対照表に関する注記
  - (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建	物	19,132千円
土	地	393,925
投資不動	産	75,649
合	計	488,707

担保に係る債務

一年内返済予定の長期借入金 100,032千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 投資不動産の減価償却累計額 6,102,713千円 168,699千円

4 指益計算書に関する注記

(1) 完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額

△49,498千円

(2) 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

54,433千円

- 5. 株主資本等変動計算書に関する注記
  - (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	発行済株式の種類
	普通株式
当事業年度期首株式数	2,458,800株
当事業年度増加株式数	一株
当事業年度減少株式数	一株
当事業年度末株式数	2,458,800株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	自己株式の種類
	普通株式
当事業年度期首株式数	469,638株
当事業年度増加株式数	一株
当事業年度減少株式数	一株
当事業年度末株式数	469,638株

- (3) 配当に関する事項
  - [1] 配当金支払額

2024年4月23日開催の第57期定時株主総会において次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額
 ② 1株当たり配当額
 ③ 基準日
 ④ 効力発生日
 2024年1月31日
 ④ 効力発生日

- [2] 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2025年4月23日開催の第58期定時株主総会において次のとおり決議を予定しております。
  - ・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額
 ② 配当金の原資
 利益剰余金
 ③ 1株当たり配当額
 ⑤ 基準日
 ⑤ 効力発生日
 2025年1月31日
 ⑤ 効力発生日

### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

### 繰延税金資産

投資有価証券評価損	26,078千円
試験研究費	24, 194
会員権評価損・貸倒引当金	17,664
退職給付引当金	92,429
役員退職慰労引当金	38, 396
未払事業税	851
賞与引当金	15, 438
減損損失	143, 450
その他	98, 244
繰延税金資産小計	456, 748
評価性引当額	△226,811
繰延税金資産合計	229, 937
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△184 <b>,</b> 772
圧縮記帳積立金	△4 <b>,</b> 984
その他	△39
繰延税金負債合計	△189,797
繰延税金資産の純額	40, 140

#### 7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
  - ① 金融商品に対する取り組み方針

当社の資金調達については、事業計画に基づき必要な運転資金を主として自己資金で賄っており、必要に応じて銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引については、現在利用しておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である電子記録債権及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

営業債務である電子記録債務及び工事未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動 リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年1月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含まれておりません((注)2.参照)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,860,639	1,860,639	_
資産計	1,860,639	1,860,639	_

- (注) 1. 「現金及び預金」、「完成工事未収入金」、「電子記録債権」、「電子記録債務」及び「工事未 払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近 似しているものであることから、記載を省略しております。
- (注) 2. 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区 分	当事業年度
非上場株式	8,057

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した

時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて

算出した時価

レベル3の時価:重要な観測できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

(単位:千円)

区分	時価					
<b>运</b> 为	レベル 1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券及び投資有価証券						
その他有価証券						
株式	1,318,135	_	_	1,318,135		
国債・地方債	_	29, 409	_	29, 409		
社債	_	500,343	_	500,343		
投資信託	_	12,752	_	12,752		
合計	1,318,135	542,504	_	1,860,639		

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定にかかるインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、当社が保有している国債・地方債、社債及び投資信託は、市場での取引頻度が低く 活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類してお ります。

8. 関連当事者との取引に関する注記 開示すべき重要な取引はありません。

#### 9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	報告セグメント						1147
	特殊土木工 事等事業	住宅関連工 事事業	環境関連工 事事業	建築事業	機械製造販 売等事業	再生可能エネ ルギー等事業	合計
官公庁	3, 743, 175	182,776	_	91,500	_	_	4,017,452
民間	1,525,474	4,390,816	1,372,515	2,131,640	4,726	39,471	9,464,644
顧客との契 約から生じ る収益	5, 268, 650	4, 573, 593	1, 372, 515	2, 223, 140	4,726	39, 471	13, 482, 097
外部顧客へ の売上高	5, 268, 650	4, 573, 593	1, 372, 515	2, 223, 140	4,726	39, 471	13, 482, 097

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 前述の「1. 重要な会計方針(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに 当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金 額及び時期に関する情報
  - ① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位: 千円)

		(手型・1円/
	当事業年度期首	当事業年度期末
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	62, 138	65, 893
電子記録債権	326,642	417, 199
完成工事未収入金	1, 174, 722	897, 224
売掛金	5,531	4, 484
契約資産	1,761,189	2, 185, 837
契約負債	43,519	53,537

契約資産は、主に顧客との請負契約について、期末時点で収益を認識した対価に対する権利に関するものです。契約資産は、当該権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられるものであります。

契約負債は、全ての履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受金に関するものであります。 契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

未充足の残存履行義務は、当事業年度末において5,227,805千円であります。当該履行義務は、主として工事契約に係るものであり、工事の進捗に応じて概ね3年以内に完成工事高として認識されると見込んでおります。

- 10. 1株当たり情報に関する注記
  - (1) 1株当たり純資産額
  - (2) 1株当たり当期純利益

4,445円16銭 115円51銭

11. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告書

# 独立監査人の監査報告書

2025年3月24日

太洋基礎工業株式会社 取締役会 御中

監査法人 アンビシャス

岐阜県岐阜市

代表社員 業務執行社員 公認会計士 今津 邦 博 代表 社員 業務執行社員 公認会計士 田 中 昭 仁

#### 監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太洋基礎工業株式会社の2024年2月1日から2025年1月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載 内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成する ことが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任 がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤認による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な 不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等 に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日 までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業とし て存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められて いるその他の事項について報告を行う。 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定 を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害 要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減する ためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書

# 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年2月1日から2025年1月31日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明すると共に、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本 等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実 は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 監査法人アンビシャスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。 2025年3月24日

太洋基礎工業株式会社 監査等委員会

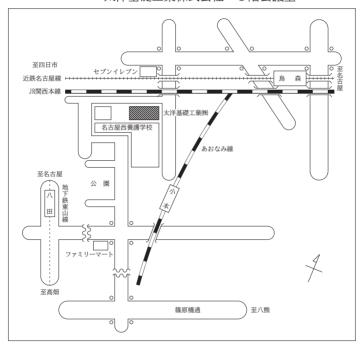
監 査 等 委 員 皆 見 幸 印

(注) 監査等委員一柳守央、太田好宣及び皆見幸は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に 規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会会場のご案内図

**会場** 名古屋市中川区柳森町107番地 TEL (052) 362-6351 太洋基礎工業株式会社 3 階会議室



スマートフォンやタブレット端末から右記の二次元コードを読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。

## (交通のご案内)

近鉄名古屋線「烏森」駅下車 徒歩約5分 あおなみ線「小本」駅下車 徒歩約5分 地下鉄東山線「八田」駅下車4番出口 徒歩約15分

(注) 株主総会会場には駐車場はございませんので、あらかじめご了承ください。

● お体が不自由または障がいのある株主様は、当社スタッフがサポート致しますので気軽にお声掛けください。

